

仕 様 書

第1 件名

Japan Robot Week2024 福島県廃炉・災害対応ロボット研究会ブース設営及び装飾業務委託

第2 業務目的

本件は、令和6年9月18日(水)～9月20日(金)に東京ビッグサイトで開催される「Japan Robot Week2024」において、福島県廃炉・災害対応ロボット研究会(以下「研究会」という。)の活動及び研究会会員の製品又は技術を、効果的に紹介するために必要なブースの設営、装飾及び撤去することを目的とする。

第3 展示会概要

- 1 展示会名称：Japan Robot Week2024
- 2 出展日時：令和6年9月18日(水)から9月20日(金)まで
各日午前10時から午後5時まで
- 3 出展会場：東京ビッグサイト(東京都江東区有明3-11-1)
- 4 主催者：一般社団法人日本ロボット工業会、日刊工業新聞社
- 5 小間面積：約50m²：(6小間：縦5,940mm×横8,910mm)

第4 業務委託の構成

- 1 小間装飾提案
- 2 設営及び撤去作業一式
 - (1) 床面及びシステム工事一式
 - (2) サイン及びグラフィック作成及び掲示 一式
 - (3) パンフレットデザイン・印刷一式
 - (4) 電気工事一式
- 3 その他諸経費など

第5 業務内容

研究会ブース設営及び装飾にあたり、決定後に担当者と打合せを実施すること。また、展示会開催事務局向けに必要な対応(電気供給申込を含む各種申請対応業務等)を行うこと。

1 小間装飾提案

次に示す内容に基づき、小間の装飾を検討し提案すること。

- (1) 青系統及び白系統の配色を基調としたデザインとすること。
- (2) 研究会として統一かつ効果的なPRができるものとする。
- (3) 「福島県廃炉・災害対応ロボット研究会」及び「福島県ハイテクプラザ」のブース

であることを明示すること。

- (4) 出展社（10社）分の展示台（収納付きで施錠できること）を備えること。
- (5) バックヤード（1畳分程度で施錠できること）を備えること。
- (6) 打合せテーブル1台及びイス（4脚）を設置すること。

2 設営

(1) 日時、場所及び設営期間

ア 日 時 令和6年9月17日（火）午前8時から午後6時まで

イ 場 所 東京ビッグサイト東6ホール

ウ 設営期間 設営完了後から9月20日（金）午後5時まで

(2) 床面及びシステム工事一式

1 了承を得た提案内容に基づき行うこと。

(3) サイン及びグラフィック作成及び掲示 一式

委託者の提供するデータを基に次のとおり作成しブース内に掲示すること。

ア 展示ブース用サイン及びグラフィック 一式

イ 出展社名板（10社）サイン及びグラフィック 一式

ウ パネル作成及び掲示 一式

(ア) A0ポスター掲示 10枚

(イ) A1ポスター掲示 2枚

(4) パンフレットデザイン・印刷一式

研究会及び出展企業のPRを目的としたパンフレットのデザイン及び印刷をして展示会場に納品すること。なお、デザイン及び印刷は以下のとおりとすること。

ア デザインは小間の装飾と合わせたデザインとすること。

イ ハイテクプラザ担当者の確認を受け、校正に対応すること。

ウ パンフレットは以下の仕様とする。

(ア) サイズ A3（2つ折り、仕上がりA4）

(イ) 印 刷 フルカラー

(ウ) 用 紙 マットコート76.5kg以上

(エ) 部 数 2,000部

(5) 電気工事一式

ア 電気供給申込み手続き 一式

イ 一次側幹線工事及び電源供給 一式

(ア) 電源容量等は100V、5kW以上とすること。

(イ) 電気使用料を含むこと。

ウ 二次側幹線工事（分電盤設置）及び配線

(ア) 分電盤及び配線をすること。

(イ) アース端子付きコンセントを各展示台付近に設置すること。

エ 照明

(ア) 各社名板、ポスター及び展示台上の展示物に向けた照明を設置すること。

(イ) 照明はアーム式のLEDライトを基本とする。ただし、ポスターなどに十分な明るさが確保できれば白色系の蛍光灯でも構わない。

3 撤去

- (1) 日 時 令和6年9月20日(金)午後10時00分時まで(最終日に完全撤去)
- (2) 場 所 設営場所に同じ

4 その他諸経費など

運搬にかかる費用および、交通費その他必要と判断した作業に関わる諸経費を記載すること。

5 その他注意事項

- (1) 業務の遅延及び備品の破損等、受託者の不備により発生した費用は、受託者が負担すること。
- (2) 設営及び撤去工事は、主催者が示す規定作業時間内に完了すること。
- (3) 会期中に発生した不適合は、納入者の責任において無償で部品の交換又は修理を行うこと。併せて、設置した設備などに不具合が生じた場合においても、すぐに担当者の指示に対応できる体制をとること。
- (4) 関係法令、出展マニュアル記載事項及び主催者注意事項等を遵守すること。
- (5) その他詳細は担当者とは十分打合せの上、行うこと。
- (6) 本業務に着手した場合は、速やかに委託業務着手届(第1号様式)を提出すること。
- (7) 委託業務完了届(第2号様式)及び本業務において作成した資料、写真等をまとめた実施結果報告書(A4判、任意様式、電子データ含む)を提出すること。
- (8) 本仕様書の技術的内容及び知り得た情報に関しては、守秘義務を負うものとする。
- (9) 本仕様書の技術的内容に関しては、担当者の指示に従うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、担当者とは協議の上、決定するものとする。